

<事例紹介>

個人事業主の税務調査事案です。

最初から税務調査の立会をしたのではなく、税務調査の途中から立会いをすることになった事案で、税務署から追徴税額が何千万円になると宣告されていました。

1. 税務署に立ち向かうためには状況把握が大事なため、税務調査と同じくらい納税者からしっかり話を聞き、細かく資料も確認しました。
2. 今回の否認は前回調査の誤指導が原因であるとしてそこを徹底的に突いていった。
3. 誤指導を認めない税務署側に対して修正勧奨には応じられない姿勢を続けた結果、いくつか譲歩を引き出した。
4. 領収書等はなく間接的な資料しかなかったが、ダメ元で納税者に申告漏れの経費を拾ってもらい提出したところ税務署側に認めてもらうことができた。
5. 否認の遡及期間を短くしてもらった。

以上の結果、何千万円の追徴税を半額近くまで圧縮することができました。